

米海兵隊員による道路交通法違反事件に対する意見書

平成30年11月3日午前0時15分頃、米軍キャンプ・フォスター所属の海兵隊伍長（24歳）が、北谷町美浜の町道で、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕された。呼気からは基準値を超えるアルコールが検出されたとのことである。

在沖米四軍地域調整官は、事件の再発防止と綱紀粛正を徹底するため、在沖米軍人の飲酒規制や深夜外出規制をしているが、自ら定めた米軍内部の規制や組織統制は機能せず、本年9月7日の読谷村での米陸軍兵による住居不法侵入事件など、米軍による飲酒を伴う事件は、繰り返し発生している。

日米両政府が、繰り返す「綱紀粛正」、「再発防止」、「教育の徹底」は、実効性を伴うことなく、根本的な解決策につながらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は町民・県民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し規制を強化させること。
- 3 被疑者の沖縄での居住地と在留期間を明確に示し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成し公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月9日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長